九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

敦煌本還冤記残に就いて

重松，俊章

https://doi.org/10.15017/2341021

出版情報：史淵. 17, pp.120-139, 1937-12-05. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

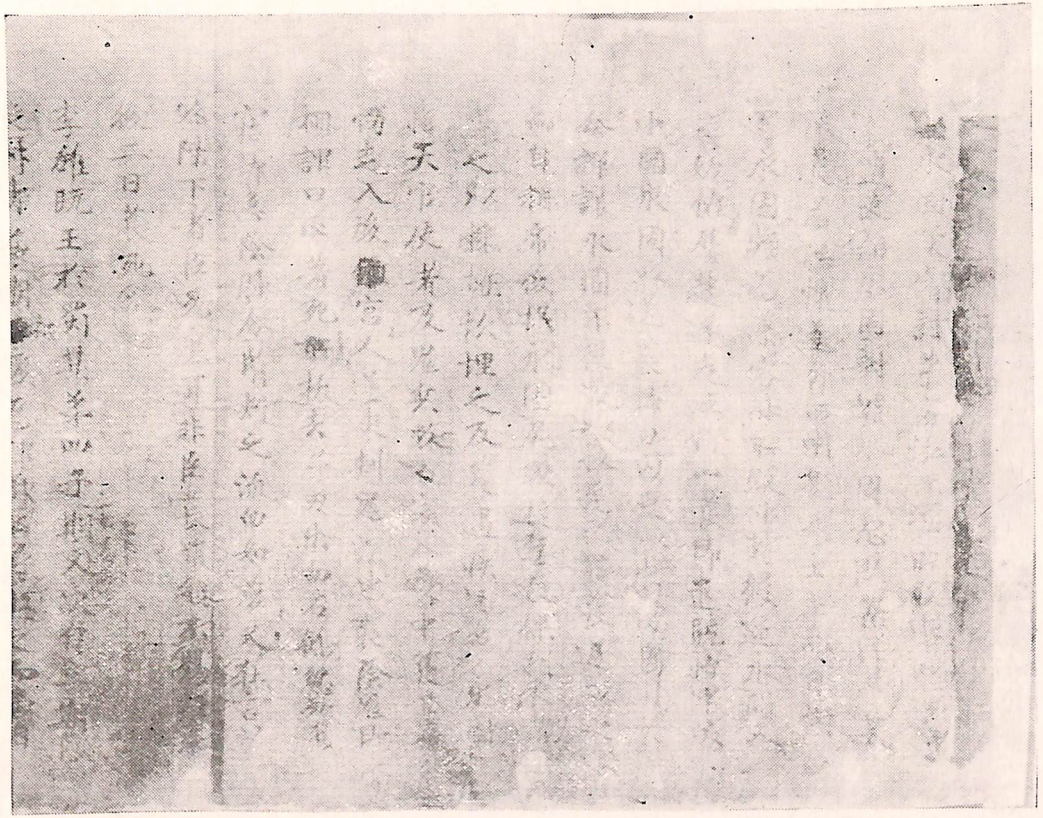

敦煌本還寃記殘卷

敦煌本還冤記殘卷に就いて

重松俊章

緒說

先年佛蘭西巴里國立圖書館（Bibliothèque Nationale）に於てペリオ氏（M. Paul Pelliot）蒐集の敦煌古文書檢索の際、偶々その目錄中に冥寶記殘片（Manuscrit fragmentaire du 冥寶記 No. 3126）と題する一の卷子本を發見した。當時之は或は唐の唐臨の冥報記の殘片ではないかと考えたが、その內容を檢するに及んで、之は唐代のものではなく六朝期の佛敎の應報小說の類で、恐らく還冤記の殘卷ではないかと考え、試に之を筆寫し、その首部を寫眞に撮つて持ち歸つた。爾來草忙として數年を經過したが、此頃偶然之を篋底に見出したので改めて內容を精査すると紛ふ方なく北齊顏之推撰と稱せらるゝ還冤記（一名冤魂志）の殘片であることが判かり、その中には現時の通行本と多少內容を異にし又その誤謬を訂正すべき點も少くないので以下此の殘卷を紹介することとする。

還冤記が始めて支那の書目に現はれたのは隋書經籍志雜傳類に、

冤魂志　三卷　顏之推

とあるのが、その初見で、當時此の書は還冤記とはいはず、專ら冤魂志と呼ばれてゐたものである。此の名稱は獨、隋唐時代に限らず、五代を經て北宋末期まで汎く通行してゐた事實は新舊唐書を始め後代の鄭樵通志などに至るまでいづれも冤魂志三卷が收錄されてゐることで判かる。但唐初の沙門道世の法苑珠林には之が冤魂志となつてゐるに對して、宋初李昉等の手になる太平廣記には還冤記（板本の種類によつては還冤志とあり）と記されてゐるから、冤魂志が還冤記と呼ばるゝ樣になつたのは遲くとも宋初を下らない。此の事實の誤なきことは宋初王堯臣等の手になる崇文總目の佚文（奧雅堂本）にも矢張此の名で記されてゐる事からも證明することが出來る。

然るに南宋以後になると冤魂志は概ね現時通行本の如く還冤記となり、その卷數の如きも頗る區々で、宋史藝文志や唐宋叢書（明・武林・侯瑞先刊行）や明・何煌の漢魏叢書原刊本（四庫全書總目に據る）の如く三卷となれるものあれば、或は直齋書錄解題（南宋末陳振孫撰）や文獻通攷（元、馬端臨撰）の如く二卷となれるものあり、甚だしきは明・陳繼儒の寶顏堂秘笈本や淸末蜀の盧秉鈞刊行の漢魏叢書本なとの如く僅に一卷とせるものもあつて、諸家必ずしも一定してゐない。惟ふに之は南宋以後此の書の原本が殘缺或は散佚して、その刊行者が輯佚本を本として刊刻した事を物語るものであらう。果して然りとせば、此に紹介せんとする敦煌本の殘卷は少くとも此の書が散佚する以前の隋唐時代の眞貌を伺ふべき頗る貴重の材料でなくてはならない。

因に四庫全書總目の編者に據れば、

此書隋志不載。唐書藝文志作冤魂志三卷。文獻通考作還冤志二卷。考宋史藝文志作。顏之推還冤志。太平廣記所引。亦皆稱還冤志。與今本合。則唐志爲傳寫之譌。

とあるが、總目の編者は隋志の小說部に此の書の記載がないのを見て輕卒にも此書隋志不載とやつたものであらうが焉ぞ知らん此の書は隋書の雜傳類に歷然と記載せられてゐる。加之太平廣記に還冤志（還冤記）と記載されてあるが爲めに（新舊）唐書の冤魂志を傳寫之譌などと速斷するは頗る輕卒で此の斷案を下す前に一應唐代の法苑珠林などを參照すべきであつた。之は唯單にその一例を擧げたに過ぎないが一體に四庫全書總目編者の考證中には漫濫杜撰のものが多く、轉々その學識の程度の疑はるゝものも少くない。大體から見て總目中稍々信賴に値するものは經史の二部で、集部之に次ぎ子部に至つては獨斷誤謬斑々として屈指に遑がない。此の點は讀者の最も警戒を必要とするものであらう。

清儒は概ね乾隆時代の文敎の盛運に眩惑せらるゝと共に一方に於て在來の文獄筆禍の脅威に依て當時の勅撰官書の類に對しては讃頌諛媚至らざるなき有樣で、今日から見ると實に苦々しい限である。清人が、その編纂に數十年の心血を濺いで歷代正史中の巨壁と誇稱せる明史に於てすら、『某甲別有傳』などと記しながら、その傳を缺ぐが如き程度の杜撰疏漏は到處に發見せられ、又近時續々發刊せらるゝ明清史料によつて明史の記事を檢討する時は誤謬曲筆の跡を歷々指點する事が出來る。

次に還冤記の著者に關する問題であるが、隋志を始め歷代史書の目錄には大概皆な之を以て顏之推の撰

としてゐる。隋書編纂の總裁は唐の魏徵でその在世年代は唐書に依ると北周靜帝大象二年（西紀五八〇年）から唐太宗貞觀十七年（西紀六四三年）に亙り、北齊書や北史に據ると隋文帝開皇年中（西紀五八一―六〇〇年）に歿したと稱する顏之推は魏徵と並世の先輩であるから、吾人は隋書の記事を信賴して還冤記（冤魂志）を北齊顏之推の手になるものと見て差支あるまい。但、北齊書や北史の顏之推傳には此書の撰述について一言もふれてゐないのは多少不安なきにしもあらずの感もあるが、恐らく此の書は佛敎の因果應報を述べたる志怪小說の類に屬するが爲めに、當時の誤れる名敎思想の上から態と之を省略したものと考えられる。四庫全書總目編者も既に云へる如く、顏氏家訓の中には佛敎の尊ぶべき事を述べた歸心篇の如きものもあり、特に其の中で顏之推は罪福應報の佛說を力叙してゐる事實から見ても、隋志の記述を否定すべき謂はれはないと考える。

次に還冤記の編纂年代に關する問題であるが、此の書が果して北齊、顏之推の撰とするも、その編纂年代は大體何時頃とすべきか、之を今明白にすることは頗る困難であるが、此の書中に前秦の苻堅を苻永固として特に隋祖の諱を避けてゐる點などを考え合はすと、此の書の編著は恐らく隋代を下らないやうである。從て之を顏之推の手になるものとすると彼の晩年に當る隋初に世に出たものと見ることが出來るであらう。

殘卷の形式と筆寫の年代

敦煌卷子本の樣式を見るに紙質は淡黃色でその厚ミ稍々あつく、手觸も滑かでない。此の種の紙は巴里圖書館所藏の唐代の日附ある戸口冊や刑律書などの敦煌古文書中でも屢々發見せらるゝ處であるから、此の殘卷が唐紙なることは疑ふ餘地はない。又此の殘卷は縱約八寸許りで上下に各一寸餘の餘白を存し、字數は一行概ね十六・七字（行に由て增減あり）、全體で一五七行を含む細長い卷子の殘片である（寫眞參照）。

字體は唐代によく見る肉太にして雄勁な寫經體にして累字法（父子を重ねて父々子々とし、仁義を重ねて仁々義々とするなど）を使用し、又民字を民の欠字に作つてゐる。斯くて此の殘卷が紙質、書體寫字法の上から見て唐代のものたることは一點の疑もないが、之が有唐三百年間にありて何れの時期に書寫されたかは判明しない。但、此の殘卷上方の欄外餘白に筆寫の書體と略々同一かと思はるゝ字體を以て下の如き文句が記されてゐるので見ると、此の殘卷の筆寫は僖宗の中和二年（西紀八八二年）を距ること餘り遠くはない季唐の筆に成ることは大體に於て誤ないものと考える。乃上欄記入の文は

中和二年四月八日下手鐫碑。五月十二日畢。索中丞已下三女夫。作設於西牙碑畢之會。尙書其日大悅。
兼賞設(?)。僧俗已下四人。皆沾鞍馬縑緗。故記于紙。

とあるものが夫である。此に中和二年とあるは唐僖宗の年號で、此時河西四郡を領して尙書と呼ばれてゐた者は誰であつたか。巴里國立圖書館所藏の敦煌文書中に

（歸義）軍節度使檢校司徒南陽張府君墓誌銘

と題する張淮深の墓誌がある（Pelliot—文書二九一三號）。軍上の歸義の二字は剝蝕判明しないが河西に置かれた歸義軍なることは墓誌銘の內容から推して明かである。撰者は節度掌書記兼御史中丞柱國賜緋魚袋張景球といへる者であるが、その中の記述によると張淮深は字祿伯といひ敦煌信義人で、祖父を工部尙書張謙逸と云ひ考は贈散騎常侍張議譚である。其の仕履官歷は

大中七載（宣宗、西紀八五三）便任敦煌太守（中略）。乾符之政。以功再建節旄（中略）公以大順元年二月二十二日殞斃於本部、時年五十有九。

とある。此に乾符之政とあるのは僖宗初期の王仙芝や黃巢の亂を指すものでその平定に功があつた爲めに張淮深は歸義軍節度使として河西四郡に節旄を建たものであらう。而して彼は昭宗の大順元年（西紀八九〇）に年五十九で卒してゐるから、文宗太和五年（西紀八三一）に生れ、僖宗の中和二年（西紀八八二）には齡既に知命を踰えて河西の豪族張氏一門の統領の地位に適合せる年輩であつた。羅振玉氏の張義潮傳（雪堂叢刻）に據ると張義潮は宣宗大中五年（西紀八五一）河西諸郡十一州を吐蕃の手より奪還して唐に獻上した功に因て沙州に歸義軍を置いて此等の諸郡を支配せしめ、吏部尙書に任ぜられ食邑二千戶に封ぜられたが、懿宗の咸通八年（西紀八六七）唐に入朝してからは京師に田宅を賜はつて國に歸らず、歸義軍幕府の職は從子張淮深に代行せしめ、咸通十三年（西紀八七二）義潮が歿してから名實ともに、張淮深が節度使の職を襲ふたといふ事を論證してをるから、前記還寃記殘卷の上欄の記事にある僖宗中和二年に河西地方で節旄を建てて尙書と呼ばれてゐたものは張淮深を除いて他にその人はない。尤も張淮深の前記の

墓誌銘にはその官職が檢校司徒となり尚書ではないが、中和二年の頃に尚書であつた張淮深が、その卒年の大順元年頃には司徒に歷任されてゐたものと考ふればよい。宋洪邁の容齋三筆に、

唐節度使、帶檢校官。其初只左右散騎常侍。（中略）後乃轉尚書及僕射。司空司徒。能至此者蓋少。

僖昭以降、藩鎭盛彊。武夫得志。纔張節鉞。其資級已高。於是復升太保・大傅・太尉。其上惟々有太師。故將帥悉稱太尉云々。

とあるのを參照すれば此の間の事情が判明するであらう。又前記殘卷上欄記事中の

索中丞已下三女夫。作設於西牙碑畢之會。

とある索中丞以下の三女夫と稱する者は文脈の關係から見ると此の尚書（即ち張淮深）の女婿とすべきが如きも、事實は張淮深の先人張義潮の女婿たる索勳や李明振（外一名は曹義金乎）を意味するものではないか。羅振玉氏の張義潮傳によると氏は李氏再修功德碑や索法律窟銘や唐書・通鑑などの史料に基いて張義潮に索勳や李明振などの婿があり、張淮深及びその後繼者の張某の歿後、當時瓜州刺史であつた索勳が自から張氏に代つて節度使を領し景福元年（西紀八九二）唐昭宗から之を認許されたので衆情憤激し終に張義潮の女婿涼州司馬李明振が出でゝその難を定め索勳を誅し、義潮の孫を朝に請ふて節度使とした始末が記されてあるから、此に見ゆる索中丞已下三女夫といへるものは索勳・李明振等を指せるものと余は考える。

以上、記述が、餘事に亘つたやうであるが唐末河西地方の歷史は新舊唐書を始め五代史・宋史・通鑑等に遺漏多く河西の雄藩張曹兩氏の消息も不明の點が多いので此の機會に一言之に觸れた譯である。いづれ

にしても此の殘卷の上欄に附記せる文句は唐僖宗中和二年に歸義軍節度使張淮深に依つて某碑の建設式が行はれた事を記したもので、從て此の還寃記の殘卷は此の文句の記入せらるゝ以前に既に筆寫されてゐた事は疑ふ餘地はない。但、殘卷の字體と上欄記入の字體とは可なり能く類似し或は同一手蹟なるかを疑はせる程であるが、之が果して同一人の筆蹟なりとすれば殘卷筆寫の年代は自から解決せらるゝわけである。尙殘卷支法存の條の王談を唐記には王譚に作つてゐるが、之れが若し張譚の避諱であるとすると、此の殘卷の筆寫は張義潮、張淮深時代のものと見ねばならぬ。因に殘卷の字體は唐代に於て能く見らるゝ寫經體で、殺を煞、叔を舡、徐を徐、銜を銜とするなど頗る特色あれど、之は當時の專門的寫經生の手になつたものでなく、單に私人の筆錄に過ぎない事は紙面に塗抹訂正の跡の存する事によつても判かるやうである。

殘卷の結構と內容

此の殘卷の全體は

(1)蔣永固　(2)李期　(3)劉毅　(4)孔基　(5)沮渠蒙遜　(6)支法存　(7)張超　(8)張稗　(9)呂慶祖　(10)諸葛覆　(11)東海徐某　(12)太樂伎　(13)鄧惋　(14)豫章王蕭嶷　(15)城陽王元徽

の順序に依る僅々十五項で、之を現行の盧漢魏本や陳祕笈本などに比べると夫々15/32、15/36となつてゐるに過ぎない殘片であるが爲に、全體の結構が如何なるものであつたかは判然しない。併ながら各項目の配列順序は著しく現行の還寃記と異つてゐる。從て南宋以後の殘缺若くは輯佚の刻本に比して隋唐時代の眞

貌を傳ふるものと考えてよい。今參考の爲め此の還冤記の殘卷の項目と現行本のそれとを比較すれば左の如くである。

敦煌殘卷	盧漢魏本	陳纘儒祕笈本
(1)(前)(欠)苻永固	齊文姜	力士含玄
(2)李　期	吳王夫差	諸葛覆
(3)劉　毅	何　敞	夏侯玄
(4)孔　基	王　忳	于　吉
(5)沮渠蒙遜	于　吉	齊文姜
(6)支法存	晉力士金原	吳王夫差
(7)張　超	諸葛覆	張　祚
(8)張　稗	夏侯玄	麴　儉
(9)吳慶祖	張　祚	太樂伎
(10)諸葛覆	麴　儉	鄧　琬
(11)東海徐某	太樂伎	蕭　嶷
(12)太樂伎	鄧　琬	元　徽
(13)鄧　琬	蕭　嶷	竇　嬰

(14) 蕭嶷　元徽　王敦
(15) 元徽　桓溫　經贐
(16) 欠　苻水固　萬黜
(17) 欠　李期　桓溫
(18) 欠　張超　苻水固
(19) 欠　張稗　李期
(20) 欠　呂慶祖　張超
(21) 欠　劉毅　張稚
(22) 欠　東海徐某　呂慶祖
(23) 欠　司馬宣王　劉毅
(24) 欠　支法存　何敞
(25) 欠　沮渠蒙遜　王忳
(26) 欠　王濟　東海徐某
(27) 欠　游殷　司馬宣王
(28) 欠　王範　支法存亮
(29) 欠　張駿　沮渠蒙遜

(30)欠　羊呥　王濟
(31)欠　孔基　游殷
(32)欠　庾亮　王範
(33)欠　欠　張駿
(34)欠　欠　羊珊
(35)欠　欠　孔基
(36)欠　欠　庾亮

次に敦煌殘卷の內容を一瞥するに、之には信用に値すべき還寃記の古刻本が不幸余の手許になく、現在所持の陳祕笈本は何鏜の漢魏叢書原刊本に比べると刊削不完であるといはれ、盧漢魏本も明侯瑞先の唐宋叢書の剽裂不全の書であるから殘卷の內容を之等の書と比較考檢するに足りない。從つて之は他日還寃記の完全古刻を得るの機會に讓り、今は試に此の殘卷の內容を法苑珠林や太平廣記に引用せる佚文と比較して參考に資する事とした。

敦煌本還寃記殘卷（原文）

（細注即是著者以法苑珠林及太平廣記之佚文爲對校者）

前文欠

(一)□永固子睿討慕容泓爲泓所敗睿獨死之（珠林作隨。睿珠林皆作叡）萇遣吏詣永固謝罪（遣吏珠林作遣長史）永固怒既甚即戮其使萇益恐懼遂奔西州邀衆士卒而自樹置（邀衆珠林作邀聚）永固頻爲慕容仲所敗仲轉侵逼永固（仲珠林皆作沖）又見妖怪屢起（怪珠林作怪）走五將山萇即遣驍將軍吳中圍永固（驍將軍珠林作驍騎將軍。永固下珠林又有中執永固四字）以送萇即日囚之以求傳國璽及（原本字多破損、然微見傳國璽及四字）令禪讓永固不從數以叛逆之罪萇遂殺之而自稱帝（珠林無而字自又作遂）後掘永固屍（後掘珠林作後又相三字）鞭撻無數倮剝衣裳（倮剝珠林作裸剝）薦之以棘掘坎埋之及萇遇疾即夢永固將天官使者及鬼兵數百突入宮中（珠林以宮中作營中）萇甚悚愕走入後帳宮人逆來刺鬼誤中萇陰鬼即相謂曰正著死處（死處珠林作死所）拔去矛刃出血石餘忽然驚寤即患陰腫令醫刺之流血如夢又狂言曰殺陛下者臣（臣兒襄耳非臣萇罪願不賜枉夢後三日死夢字珠林無）

(二)李雄既王於蜀（季雄上珠林有秦字）其第四子期又次自立（珠林無期以下之五字）期從叔壽襲期被廢爲卬都公（被珠林作而字）壽殺之而壽自立（珠林壽殺作壽復殺）壽性素凶狠猜忌僕射蔡興等以正直忤旨遂誅之（蔡興珠林作蔡射又旨以下三字原本文字稍損）無幾壽病恒見李期蔡射而爲祟嘔血而死

(三)

（破　損）

因遣一行之家具夕
曰撫軍昔枉殺我師
□□宜來　屢有靈
於寺殺之毅便歎咤

出寺後崗上大樹自縊而死

參考

法苑珠林卷九十一、十惡篇宋撫軍將軍劉毅條。

竝太平廣記卷一百二十六應報類劉毅條。

法苑珠林卷九十一（寃魂志）

宋高祖平桓玄後。以劉毅爲撫軍將軍荊州刺史（太平廣記撫軍下無將軍）到州便收牛牧寺僧主云。藏桓家兒。度爲沙彌。竝太平廣記僧主作主、又以度爲慶）後夜夢見此僧來云（廣記無夜字）君何以枉見殺貧道（廣記無見字）貧道已白於天帝。恐君亦不得久。因遂得病不食。日爾羸瘦（廣記爾作彌）當發楊都時（廣記當下有毅字）多有諍競。侵陵宰輔（諍廣記作爭、陵亦作凌）宋高祖因遣人征之。毅敗夜單騎突出。投牛牧寺。（廣記敗下有後字、又省出字、寺下增僧字）僧白（廣記作曰）撫軍昔枉殺我師。我道人自無報仇之理。然何宜來此。亡師屢有靈驗（廣記亡師作主師。）云天帝當收撫軍於寺殺之。毅便歎咤。出寺後崗（廣記咤作嗟又無後崗兩字）上大樹自縊而死也。（廣記上上有因字、又死下省也）（△印敦煌卷子本殘存之文字）

(四)會稽孔基（珠林會稽上有晉時）勤學有志操憑結族人孔敞（太平廣記無憑結兩字）使其二子以基爲師（珠林使上更有敞字、廣記以作從）而敞子並兇猥（廣記猥作趣）尚不同（廣記作向不耽）基屢言之於敞（廣記無之字）此曰常有忿恚（廣記恚作志）敞尋喪亡服制既除基以宿舊乃賣羊酒（廣記賣猥作齎）往看二子猶懷宿怨（廣記二子作言子）珠潛遣奴於路側殺基（廣記無於）奴還未至仍見基來（廣記作乃）張目攘袂厲聲言曰（廣記奸林又後二子作子）人面獸心吾蒙昔敦哉、平生有何怨惡候道見害慢天忘父（廣記慢天作反天）神不容（珠林仍神）醜小豎（珠林奸作姦）（廣記作存昔敦舊。）（珠林作蒙顧在昔敦哉、）人不容（廣記人作人神不容）要當斷汝家種從此之後數〻見形（廣記數〻作數日。）孔氏無幾大兒（珠林廣記而並作向）忽便絕倒（驛珠林作駱驛、廣記作駱繹。）往着（廣記作日。）

已斃於地。廣記於作于字 次者尋復病殂。廣記殂作亟、又殂下有而死卒致 兄弟無後遂至滅絶。珠林、廣記俱無此一句

(V) 沮渠蒙遜。時珠林沮渠蒙遜上有宋字、遜珠林廣記俱作遜 有沙門曇摩讖。廣記沙門上無有字讖亦皆作讖、下倣之 博達多識爲遜之所信重。珠林廣林皆遜上有蒙字 魏帝遣李愼拜遜爲涼王。珠林廣記俱以帝氏、仍求曇摩讖。蒙遜怯而不與。仍廣記作乃、怯珠林作恪、廣記誤作怯 曇摩讖意欲入魏。曇摩讖珠林作摩讖愼仍順。又遜竝作蒙遜 屢從蒙遜請行。蒙遜怒殺之。既而左右常白日見曇摩讖。廣記常白日作當自日、珠林又省曇字 以劍擊蒙遜。因以疾而死。珠林因下無以字

(VI) 支法存者本自胡人。珠林支法存上有魏字、又本自作本是 長生廣州。珠林廣記俱長生作生長 妙善醫術。遂成巨富。有八尺氈氈。八尺珠林作八支、廣記作八九尺。氈氈廣記作毼氈 作百種形像光彩曜日。廣記百種形像上無作字、又曜日作曜目 又有沈香八尺板牀。居常芬馥。王談爲廣州刺史。廣記王談作王譚。 大兒劭之屢求二物。法存不與。王因法存豪富。謀記此句作因狀法存豪縱殺、家財下、兩書俱有爲字 而藉沒家財。珠林王下有談字、又因法存豪富作因存亮纔殺之。廣記此句作因狀法存豪縱殺、家財下、兩書俱有爲字 內輒打衙鼓。似若稱寃。廣記於作于字。珠林、廣記竝皆以衙鼓作閣下鼓。又稱寃珠林作稱寃魂 如此經月。王尋得病。珠林經月作經尋月。又王尋得病作王談得病 恒見法存守之少時遂亡。劭之至楊都。又死。廣記劭之下有比字又死字下有爲字

(VII) 高平金鄉張超先與同縣翟願以宋元嘉中爲方。與令。珠林高平上有宋字、張超下無先字。又翟願下有不和願三字。廣記方與令作方與令 忽。被忽下有爲字 人所殺。咸疑是超。珠林、廣記俱超後除金鄉縣職解還家。珠林作超金鄉後除縣職解官、廣記縣下有令。亦作解職 入山伐。材。珠林伐材作栽林 翟願兄子銅烏。珠林翟願作翟、 執弓持矢并賫酒。廣記賫作齎、酒禮珠林廣記俱作酒醴 就山貶之。廣記貶作餽 斟酌已畢。銅烏曰。明府昔害我叔。無容同戴天日。無容珠林、廣記俱作無縁 引弓射之。即死。廣記引弓上有即字又即死作乃死 銅烏其夜見超云。我不殺汝叔。橫見殘害。橫見廣記作枉見 今已上訴天帝。故來相報。引刀刺之。吐血而死。

(VIII) 下邳張稗者。家世冠族。末葉衰微。有孫女殊。好色。狠。珠林殊好色狠作姝好美色廣記作殊有姿貌 隣人求媾爲妾。廣記求作欲又廣記珠林俱以求媾作求聘 稗以舊門之後。恥而不許。廣記無恥字 鄰人忿之。乃焚其屋。稗遂燒死。其息不在。珠林廣記其息下有邦先行三字 後還。亦□知情。□而畏隣人之勢。珠林尋

廣記俱亦□作亦知、情□作情狀又貪其財歷而不言嫁女與之珠林不言下又有與之二字與下文重複後經一年男邦夢見稗曰汝爲兒子逆天不孝棄親就怨潛同兇黨珠林就下脫怨字潛又作僭字便捉邦頭以手中桃棒刺之廣記桃棒作桃杖邦因病兩日歐血而死兩日珠林廣記俱作兩宿邦死日隣人又見稗排門直入廣記門下有戶字張目攘袂曰君恃縱惡酷暴之甚枉見殺害珠林君恃下有貴字、廣記酷暴二字又轉倒我已上訴事獲天帝申雪却後數日令君知之鄰人得病尋亦殞殁珠林殯殁作殂殁

(IX)宋時永康人呂慶祖家甚溫富珠林宋時作宋世、廣記作宋永康。又溫富作殷富使一奴名敎子守。視野田其奴不勤耕作舍永嘉中慶祖自往案行珠林使上有當字、廣記作常字。珠林又守視野以下作守視墅舍以元嘉中便往案行。但廣記無以元嘉中之句忽爲奴所殺珠林、廣記奴俱作人族弟無期先大學慶祖錢咸謂爲無期廣記先大學作先貴學。又珠林、廣記並咸謂莫知其賊以可報者便賣酒脯至兄柩所咒曰珠林酒脯作羊酒脯、廣記亦賣羊酒脯而兩書俱無兄字。咒又廣記作祝字君荼酷如此乃云是我儻有神魂□□□使知爲下有害字。其主乃云廣記作乃謂。□□□珠林、廣記俱作而有靈。其主廣記作其至既還至三更見慶祖來云近履行見敎子哇嚎不理許當痛治珠林許當下更有許當二字痛治下重奴字奴遂以斧斫我背將帽塞口因得齧奴三指悉皆破碎便取刀刺我頸曳著後門初見殺時諸從行人亦在珠林廣記俱亦在下有其中二字其奴□□既叛我已釘我頭著壁其奴上廣記有而不同執罪之失也八字。其奴以下、廣記珠林俱作奴今欲叛、我已釘其頭著壁言畢而滅廣記畢作卒字弟無期拂日以告其父母珠林、廣記並無弟字。拂且珠林作早且而廣記削此語。廣記又告作具告潛視奴所住壁果有一把髮以竹釘之又看其指奴手並見破傷廣記破傷作傷破錄奴結驗臣服奴珠林、廣記結驗俱作詰驗。臣服珠林作臣伏廣記作承伏又問汝既反逆何以不逃奴云頭如被繫欲逃不得珠林廣記不逃俱作不叛。廣記奴云作奴曰。諸同見者事事相荷即挾敎子并其二息廣記事々生削一字。

(X)琅耶諸葛覆宋永嘉年中爲九眞太守珠林、廣記俱以永嘉年中作永嘉年。珠林以九眞爲元眞家累悉在楊都唯將長子元崇逃職。逃職珠林廣記皆作逃職。覆於郡病亡元崇年始十九送喪欲還覆門生何法僧貪其資貨與伴共推元崇墮水而死因分其財年始廣記作始年資貨廣記作資其

夜元崇母陳氏夢見元崇還具敍父亡及其身被殺委曲（珠林廣記夢見俱作見。珠林亡父下有事字。珠林廣記委曲俱作委曲）尸骸流漂怨酷無□（何珠林廣記何作雙。）奉違累載一旦長辭銜悲茹恨如何可說歔欷不能自勝（奉違珠林作違奉）又云行速疲極因臥窓下牀上以頭枕窓旦視兒眠處沾濕如人形（珠林因臥作困臥。廣記以頭枕窓下有明日二字。珠林旦視作旦視。珠林母視下有、兒眠處足知非虛矣陳氏悲恨驚起把火照兒眠處沾濕猶如人形之文句）於是擧家號泣便始發問（珠林作便如問。廣記又作便如發聞）于時徐奏之始除交州徐道立爲長史道立陳氏從姑兒也具疏所夢（珠林、廣記道立下俱有卽字。又所夢廣記作夢）託二徐檢之二徐道遇諸葛覆船（廣記二徐道遇作徐道立遇。）驗其父子亡日悉如鬼語（珠林省悉字）乃收何法僧並伴二人（珠林、廣記何法僧以下俱作其兇行二人）即皆欵服依法殺之更差人送喪歸達楊都（廣記無更字又歸達楊都作還楊都。珠林唯作達都）

(XI)東海徐某甲前妻許氏生一男名鐵旧而許氏云亡（珠林廣記東海上俱有宋字。某甲廣記唯作甲、下同之。旧兩書皆作鐵旧。下準之。許氏云亡珠廣兩書又作許亡）鐵某甲改娶陳氏氏凶虐志減前妻之子（陳氏凶虐廣記作凶虐之甚。志減前妻之子珠林作志減鐵旧）陳氏後產一男生而咒之曰汝若不除鐵旧非吾子也因名之爲鐵杵欲撞檮鐵旧也（珠林因名之爲鐵杵作因之名曰鐵杵。欲撞檮又作欲以杵檮、廣記以之直作欲以鐵旧）於是捶打鐵旧備諸苦毒飢不給食寒不加絮（廣記苦毒二字顚倒）某甲性闇弱又多不在後妻姿意（姿意珠林作恣意、暴酷上有行其二字、廣記亦同之。）鐵旧竟以凍餓病杖而死時年六歲（廣記以凍餓病杖而死作以凍餓甚杖死。六歲珠林廣記俱作十六歲）亡後旬餘鬼忽還家登陳氏（陳氏珠林廣記不在下有舍字。姿意作得意、暴酷亦文字顚倒。）陳曰我鐵旧也實無片罪橫見殘害我母訴怨天帝今得天曹（天曹珠林廣記俱作十六歲）符來取鐵杵（廣記無片罪作無罪。來取鐵杵作來雪我冤。又天曹符、廣、珠兩書皆作天曹符）當令鐵杵疾病與我遭苦時同將去自有期日我今停此待之聲如生時家人賓客不見其形皆聞其語於是恒在屋梁上住（廣記無賓客及於是等之語）陳氏雖謝□□爲設祭奠（致罪兼并及汝身）鬼云不須如此餓我令死豈是一飡所能酬謝（珠林以陳氏雖謝云々作陳氏跪謝頻云々。廣記作陳氏跪謝頻奠設奠。珠林一飡所能酬謝、作一餐所對謝。）陳氏夜竊語道之鬼厲聲曰何敢道我今當斷汝屋棟便聞鋸聲屑落拉然有響如棟實崩擧家走出炳燭照之如故無異（珠林陳氏作陳。屑落作屑亦隨落。）

亦了無異。廣記鬼厲聲曰作鬼隱聲云。又何敢道作何故道。鬼又罵鐵杵曰汝。既殺我安坐宅上。以爲快耶。當燒汝屋即見拉然有聲作拉然有聲響、與下文接續。如故無異作亦無異。火燃烟煙大猛內外狼狽。俄頃自滅。茅茨儼然不見虧損。鬼又廣記無此二句。汝既殺我及以爲快二句中廣記無汝既及以之三字。以爲快耶。珠林作以爲快也、火燃烟煙大猛珠林作火然燃之其大盛。廣記作火然煙爛大猛。廣記又作狼籍。日々罵詈時復哥謠哥云。桃李花。嚴霜落奈何。桃李子。嚴霜早落□聲甚傷悽。例是自悼不得成長也。珠林無哥謠二字。又哥作歌、花作華。廣記哥謠哥云作謳謠云。嚴霜早落□珠林作嚴霜早落已。廣記早落二字並倒、又傷悽珠林作傷切。于時鐵杵六歲鬼。徑便病。體瘦腹大。上氣妨食。鬼屢打之處々青。敢月餘而死。便即寂然。珠林、廣記鬼徑便病俱作鬼至便病。體瘦腹大。珠林作體痛腸大。處々青。敢廣記作打處青黑、便即寂然、珠林廣記皆作鬼即寂然。

(XII) 宋元嘉中李龍等夜行刼掠于時丹陽陶繼之爲秣陵縣令。微密尋捕遂擒龍等。龍所引一人是太樂伎忘其姓名。珠林秣陵縣令作秣陵令。廣記秣陵縣令下更有令字。又微密尋捕作人密尋捕、龍所引一人、廣記唯作引人。又削忘其姓名之一句。刼發之夜此伎。旁伴往就人宿共奏音聲。陶令不詳審爲作欵引隨例申上。旁伴珠林作推同伴。廣記作與同伴。陶令珠林及所宿主人士貴賓客並相明證。陶令知其枉濫。但以文書。廣記並作陶、欵引珠林作欵列。申上亦作車上。以行不欲爲通塞。遂□□刼賊十人於郡門斬之。廣記、所宿上之及字作而字。士貴亦唯作及字。珠林廣記陶令知其枉濫作陶知枉濫。又文書以行作文書下行。爲又作自爲通塞。遂□□刼賊珠林作遂并諸刼。但廣記無遂字。

此伎善聲藝能又殊辯慧將死之日親隣知識看者甚衆伎曰我雖賤隷少懷慕善未曾爲非實不作刼陶令已當具知枉見殺害若死無鬼則已有鬼必自陳訴。善聲藝能、珠林作聲藝精能、廣記作聲價藝態、辯慧、辯慧俱作辯慧、又廣記削親隣以下九字、因彈琵琶歌曲而就死、衆知其枉莫不殞泣。經月餘□陶令夜夢伎來至案前云。昔枉見殺實所不分訴天得理。廣記歌曲而就死作歌數曲而就死。經月餘珠林作月餘日。陶令夜夢珠林作陶遂夜夢。而廣記無夜字、貴所不分廣記作實所不忿、今故取君便跳人。陶令中。陶口仍落腹中。陶令中。陶□爲猖。俄而倒絶。狀若風癲。陶口陶□寢珠林、廣記並作陶即驚寤倒絶字、風癲珠林作風顛。廣記作風癲。良久方醒。有時而發。發輒□矯頭。反着背四日而亡。良久方醒、廣記作良久蘇醒、發輒□矯頭反着背廣記作發輒天矯頭反着。亡後家便貧。忤二兒早死。餘有一孫窮塞路次。乞食而已。亡後珠林作後。貧悴珠林作貧顇。廣記作貧悴二兒早死、珠林乃著背

廣記俱無乞食而已

(XIII) 宋泰始元年江州長史鄧琬立刺史晉安王子勛爲帝以爲亂（珠林以泰始元年譯作奉初元年。廣記江州長史作刺史。）初南郡太守張悅得罪被鎮楊都及湓口琬赦之以爲冠軍將軍與共經紀軍事（珠林鎮楊都作鎮歸楊都。廣記作鎮歸楊都。與共經紀軍事、廣記作與綱紀軍事）琬前軍袁顗既敗張悅懼誅乃僞稱暴疾伏甲而召鄧琬既至謂之曰卿首唱此謀今事忽矣計將安出琬曰斬晉安王以待王師或以得免悅怒曰卿始□禍可欲賣罪少帝乎（琬前軍珠林作琬前將軍。而廣記全刪此句。卿首唱此謀、珠林作卿始此禍。今事忽矣至悅怒曰二十五字。廣記今事忽矣作今事急矣。）又卿首唱此謀、作卿首唱此禍。命斬於床前并殺其子以琬頭降五年悅寢疾見琬爲厲遂死（珠林、廣記、床前俱作牀前。又以琬頭降、兩書作以琬頭至。）五年悅寢疾、廣記作至五年悅寢疾。

(XIV) 齊豫章王蕭嶷亡後忽見形於沈文季曰我病未應死皇太子加膏中一十種藥我不遂差湯中復加藥一種使我利不斷（珠林齊豫章王上有宋齊二字。又加膏中一十種藥使我不遂差、珠林作加膏中十一種藥使我不差）同書、使我利不斷作亦使我痢不斷。吾已訴天帝々許還東郊當判此事更懷中出青紙文書示文季云與卿少舊爲呈主上也俄而失所（在）文季懼不敢傳少時文惠太子薨（卒吾已訴天帝々許還東郊、珠林作吾已訴天光許還東郊）又懷中出青紙文書珠林作懷出青紙文書。

(XV) 魏城陽王元徽初爲孝莊帝畫計殺爾朱榮後爾朱兆入洛害孝莊而徽懼走投洛陽令冠祖々仁々父叔兄弟三人爲刺史皆徽之力也（後爾朱兆入洛珠林作及爾朱兆入洛）既而爾朱兆購徽萬戶侯祖仁遂斬徽送之并慝其金百斤馬五十匹及兆得徽首亦不賞侯兆乃夢徽曰我金二百斤馬百匹在祖仁家卿可取也兆覺曰城陽家本巨富昨令收捕□無金銀此夢或實至曉即令收祖々仁々又見徽曰足得相報矣祖仁欺得金百斤馬五十匹兆不信之祖仁私斂戚屬得金三十斤馬數匹輸

兆猶不充數兆乃發怒懸頭大樹以石砸其足鞭箠殺之昨令收捕□無金銀、珠林作昨令收捕全無金銀。又祖仁欵得金百斤、珠林作祖仁疑得金百斤。得金三十斤馬數匹珠林作得金三十斤馬三十匹。

以　上

（注）太平廣記刊本據北平文友堂書坊景印明談刻本。法苑珠林刊本專据上海涵芬樓景印（四部叢刊）明徑山寺本。

上の比較校合に因て見ると各書夫々傳寫の誤や魯魚の譌があつて俄にその長短優劣を判定し難いのみならず、現行の陳祕笈本や盧漢魏本の內容と比較しても出入參差がありて敦煌殘卷のみが獨り、優秀を誇る譯にはゆかないが、併し一方に於て此の殘卷は前記各書の誤譌錯謬を訂正し得る部分も決して鮮少ではない。此の點に於て此の殘卷は獨り、その形式に於て原書の面目を保持するのみならず、實質的にも重大なる存在の意義を有つものと云はねばならぬ。

余は今試に此の殘卷本の內容と前記各書のそれとを比較して二三の論評を加へて見度い。

先づ殘卷本中李期の條を見るに（殘卷原文參照）、晉書李雄載記によれば李雄に嗣いで蜀王となつたものは雄の從子班で、李期は實に之に取つて代つたものである。而して更に李期を簒奪したものはその從叔李壽であつた。然るに珠林・廣記を始め陳・盧の刻本には唯々單に李雄→李期→李壽の繼承關係のみを記

述して李班との繼承關係を閑却してゐる。殘卷は此の間の事情を說明して、

李雄既王於蜀。第四子期（立李爲嗣）又次自立。期從叔壽襲期被廢爲印都公。壽殺之而壽自立。

とあつて、文は冗漫でも、明に李蜀の史實を略と誤なく傳へてゐる。又其の後文に李壽狼凶猜忌。僕射蔡興等。以正直忤旨。後誅之。無幾壽病。恒見李期・蔡射而爲祟云々とあるが、珠林廣記や陳虛の諸本には僕射蔡興を僕射蔡射に作つてゐる。晉書に據ると李壽が蜀王となるや左右僕射の蔡興・李嶷等が旨に忤つて誅戮されたとあるから、此處に蔡射とあるは疑もなく蔡僕射の脫誤で蔡興（或は蔡興）を意味するものでなくてはならぬ。殘卷本は此處でも明かに他書に比して原書の記載に近いやうである。次に鄧瑰の條に於ても珠林や陳・虛の諸本は

（前略）今事忽矣（廣記作今事急矣）。計將安出。瑰曰。斬晉安王以待王師。或以得免。悅怒曰。云々。

といふ二十五字の句を脫して甚だ全文を晦澁難解ならしめてゐる。尙、此の外珠林や陳祕笈本が諸葛覆の條に於て九眞太守を元眞太守と誤つたり、鄧瑰の條に於て宋泰始元年を泰初元年（或は忌避法？）と記すなど尙精細に吟味する時は殘卷本によつて現行の還冤記や珠林・廣記の引用の佚文を是正する處が少くないと考えるが、今は主なる二三の實例を擧ぐるに止め、精細なる比較校勘は他日精刻本を手にしたる時に讓る事とする。（昭和十二年十一月十日）。